

福岡県公報

令 和 3 年 6 月 8 日
第 206 号

目 次

告 示 (第598号 - 第607号)

- 都市計画の変更 (都市計画課) 1
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
 - 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) 3
 - 令和3年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託 (子育て支援課) 5
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- ### 公 告
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (漁業管理課) 5
 - 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 5
 - 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
- ### 公 安 委 員 会
- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 10
- ### 再 掲
- 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等 (警察本部情報管理課) 11

- 福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部情報管理課) 12
- 意見募集の結果の公示 (警察本部情報管理課) 14

告 示

福岡県告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
古生62	りえこ皮膚科クリニック	古賀市天神四丁目11-5	R3・5・1
糸島地生127	べっぶ内科クリニック	糸島市志摩津和崎67	R3・3・1
小生116	新古賀リハビリテーション病院みらい	小郡市山隈字弥八郎273-11	R3・4・1

小生115	まどかファミリークリニック	小郡市あすみ一丁目40番	R3・4・1
う生47	医療法人ひなた うきは眼科	うきは市吉井町生葉797-1	R3・3・1
大生461	牛草みずた内科クリニック	大牟田市小浜町27-18	R3・2・22
嘉鞍生9	整形外科 健成クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野3474-1	R3・4・1
粕生406	あいりお耳鼻科	糟屋郡宇美町明神坂二丁目1-27	R3・5・1
粕生404	やまだ皮ふ科クリニック	糟屋郡須恵町大字旅石232-1	R3・5・1
粕生405	まつお内科クリニック	糟屋郡須恵町大字旅石230-1	R3・5・1
粕生薬186	つどい薬局	糟屋郡須恵町大字旅石230-2	R3・5・1
古生薬36	メディポリ薬局 古賀天神店	古賀市天神四丁目11-4	R3・5・1
北筑後生訪4	訪問看護ステーションとと	朝倉郡筑前町依井1057番地エスペランサ野口A101	R3・4・1
田生訪31	訪問看護ステーションはれるや	田川市日の出町8-10	R3・4・1
田川生訪問32	訪問看護ステーション花楓	田川郡福智町伊方4845-1	R3・4・1

福岡県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
小生105	まどかファミリークリニック	小郡市あすみ一丁目40番地	R3・3・31
う生45	うきは眼科	うきは市吉井町生葉797-1	R3・2・28

嘉鞍生8	整形外科 健成クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野3474-1	R3・3・31
大生273	牛草みずた内科クリニック	大牟田市小浜町27-18	R3・2・21
筑紫生薬82	平成堂薬局 二日市店	筑紫野市二日市中央三丁目8-2	R3・3・13
像生訪8	訪問看護エスペランサ	宗像市栄町12-6-202	R3・3・31
田生訪20	訪問看護ステーション あおぞら 田川営業所	田川市大字伊田4191-1	R3・3・31

福岡県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
み生10	医療法人森整形外科医院	医療法人前原整形外科・リハビリクリニック	みやま市瀬高町下庄590	R3・4・1
大川生薬30	タイガー薬局 大川店	ヒカリ薬局 大川店	大川市大字向島1714-1	R3・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生460	村尾在宅クリニック	大牟田市古町1-1	大牟田市橋口4-6	R3・4・1

福岡県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
中生柔46	斉藤 晃成（さいとう整骨院）	中間市大字岩瀬1-25-25	R3・4・15
筑紫生柔87	長谷 勇弥（二日市駅前整骨院）	筑紫野市二日市中央六丁目2-16 網中ビル102	R3・4・22
宗遠生柔49	山本 晃大（はなまる整骨院）	遠賀郡岡垣町大字黒山338-1 イオン岡垣店1階	R3・3・31

福岡県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生柔41	香月 一臣（塩川整骨院直方院）	直方市大字下新入593	R3・3・31
筑紫生柔73	坂上 直和（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	R3・4・1

筑紫生柔86	中村 葵（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	R3・4・2
福津生柔50	野廣 賢（福津彩整骨院）	福津市花見が丘二丁目18-35	R3・4・19
粕屋柔190	安部 佳憲（新宮中央整骨院）	粕屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R3・4・8

福岡県告示第604号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第286号）により指定した古賀農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

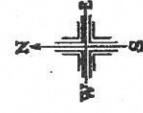
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
古賀地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

古賀農業振興地域の区域を表示した図面（古賀市）



凡	行政区域	
例	農業振興地域の区域	
	今回除外する区域	

福岡県告示第605号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、令和3年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

福岡県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	福岡直方線	前	直方市大字上新入2478番7先から直方市大字上新入2486番1先まで	14.0 ～ 18.0	33.7
			後	直方市大字上新入2478番7先から直方市大字上新入2486番1先まで	12.0 ～ 14.5	33.7

福岡県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市古毛758番1先から朝倉市古毛800番1先まで	12.8 ～ 19.2	214.7
			前	朝倉市古毛758番1先から朝倉市古毛800番1先まで	12.5 ～ 28.9	225.0
			後	朝倉市古毛758番1先から朝倉市古毛800番1先まで	12.8 ～ 18.4	214.7

公 告**公告**

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間
令和3年6月8日から令和3年7月8日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

I o T自動撮影カメラシステム賃貸

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇

- 用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年6月28日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

IoT自動撮影カメラシステム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和3年8月1日から令和8年7月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年7月20日（火曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年6月8日（火曜日）から令和3年7月19日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年7月20日（火曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和3年7月21日（水曜日）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for computers and other devices that are going to be used for a system administering with parking violations or such violations as leaving vehicles without a driver in No-Stopping/No-Standing/No-Parking areas

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on June 23, 2021

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka

Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第120号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和3年6月8日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和3年7月12日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	/
令和3年7月13日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで		ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和3年7月19日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	大野城市山田三丁目12番1号 西鉄自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和3年7月20日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		糟屋郡志免町王子一丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森	普通、大型二輪、普通二輪及び普通第二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和3年7月2日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和3年7月2日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておく

こと。

- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811-1392
 所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
 電話番号 092-566-2892

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察本部告示第31号

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第1号。以下「公安委員会等情報通信技術活用規則」という。）第3条から第6条まで及び第8条から第10条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等を次のように定め、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月28日

福岡県警察本部長 野村 護

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等

1 根拠となる法令の名称及び条項

公安委員会等情報通信技術活用規則第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等は、次の

表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる条項に基づく手続等とする。

法令	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項ただし書
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

2 申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準

公安委員会等情報通信技術活用規則第4条に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

3 電磁的記録を作成した年月日時の記録

福岡県警察本部長は、公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第2項に規定する者（同項の規定により、書面等に記載され、又はこれらに記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

4 申請等を行った者を確認するための措置

(1) 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第3項ただし書に規定する措置は、次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この4において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信

を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この4において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この4において「ワнтаイムURL」という。)を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

法令	条項
道路交通法	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項
警備業法	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項

(2) 公安委員会等情報通信技術活用規則第6条ただし書に規定する措置は、次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

法令	条項
道路交通法	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項
警備業法	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則

第17条第1項

5 書面等を提出する場合の措置

公安委員会等情報通信技術活用規則第7条の場合において、公安委員会等情報通信技術活用規則第5条の規定により申請等を行う者は、書面等(公安委員会等情報通信技術活用規則第7条に規定する部分に限る。)を提出しようとするときは、福岡県警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

福岡県公安委員会公告式規則(昭和29年福岡県公安委員会規則第18号)第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和3年5月28日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成30年福岡県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 福岡県公安委員会等 福岡県公安委員会、福岡県警察本部長及び警察署長をいう。
- 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則(規程を含む。)をいう。
- 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第

1項に規定する電子署名をいう。

(4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(5) 申請等 法第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する申請等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第4条を削る。

第3条中「申請等に係る」を「法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等に係る」に、「する者」を「行う者」に、「付与するプログラムを正常に稼動させることのできる機能（福岡県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。第6条において同じ。）を備えた」を「定める技術的基準に適合する」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（手続等の公示）

第3条 福岡県公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他福岡県公安委員会等が必要と認める事項を公示するものとする。

第5条第1項中「電子情報処理組織」を「法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織」に、「行おうとする者」を「行う者」に、「当該申請等に係る」を「申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他福岡県公安委員会等が必要と認める」に、「する者」を「行う者」に改め、「入力し、」の次に「又は送信することにより」を加え、同条第2項中「法令等」を「法令」に、「（以下「添付書面等」という。）に記載され、又はこれらに記載すべき事項」を「又は電磁的記録に、記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項」に、「入力しなければ」を「入力し、又は送信しなければ」に改め、ただし書を削り、同条第3項中「当該申請等に係る」を「入力し、又は送信する」に改め、「電子証明書」の次に「であって次

の各号のいずれかに該当するもの」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第5条第3項に次の各号を加える。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前各号に規定するもののほか、福岡県公安委員会等が指定する電子証明書
第5条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「入力した」を「入力し、又は送信した」に、「入力された」を「入力し、又は送信された」に改め、同項を同条第4項とする。

第9条を第10条とする。

第8条中「前条の処分通知等を」を「法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により」に改め、「方法により」の次に「処分通知等を」を加え、同条を第9条とする。

第7条を削る。

第6条中「処分通知等に係る」を「法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等に係る」に、「付与するプログラムを正常に稼動させることのできる機能を備えた」を「定める技術的基準に適合する」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

（署名等に代わる措置）

第6条 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると福岡県公安委員会等が認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると福岡県公安委員会等が認める場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第109号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和3年4月8日から同年5月7日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和3年5月28日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年福岡県公安委員会規則第7号）

2 規則の公布の日

令和3年5月28日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部情報管理課に備え置く。